

農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議
の設置等について

令和2年2月25日
農 林 水 産 省

1 趣旨

農林水産業や食品産業においては、これまでも各分野の課題に対応した作業安全対策を講じてきたところであるが、引き続き死傷事故が多発している。

また、高齢者や女性、外国人など現場で活躍する人材の多様化や、スマート技術の発展など、作業安全対策をとりまく課題や状況も変化しており、対策をさらに推進していくためには、新たな知見も取り入れながら検討を行うことが必要である。

このため、これらの産業を若者が自らの未来を託せる産業としていくことを目指し、今般、農林水産業・食品産業の現場に携わる学識経験者や関係団体、先進的な取組を行う事業者などが一堂に会し、業種の垣根を越えて新たな作業安全対策を忌憚なく議論する「農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議」（以下「有識者会議」）を設置し、必要な取組を実施する。

2 有識者会議の構成

有識者会議は、農林水産業・食品産業それぞれの作業安全対策について、先進的な現場の取組を実践する事業者、学識経験者、業界団体、その他の関係者等から構成する。なお、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

3 当面の活動内容

農林水産業・食品産業において、業種の垣根を越えて新たな安全対策を開始するため、本年度は以下の通り活動する。

（1）有識者会議の開催

農林水産省からの報告や、現場の事業者からの説明等により、現状認識を共有するとともに、今後の活動方針等について議論し、新たな安全対策を推進するキックオフとするため、有識者会議を開催する。

（2）シンポジウムの開催（詳細は資料5参照）

安全対策について、業種の垣根を超えた新たな運動を開始することを内外に幅広く表明するキックオフのシンポジウムを開催する。

（参考）本年4月以降の活動について（案）

来年度も有識者会議を継続し、本日の会議において議論した方向性に沿った活動等を行い、諸課題について基本的に令和2年度中に一定の結論を得ることを目指す。